

| 訓 番 | 令 号 | 教育長訓令名 | 公布年月日 |
|--------|--------|----------------------------|------------|
| 1 | | さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 | 平成30年3月27日 |

さいたま市教育委員会教育長訓令第1号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 部長 <u>組織規則第2条</u>に規定する部の長及び組織規則第4条第2項に掲げる第1類の施設又は機関の長をいう。</p> <p>(8) 課長 <u>組織規則第2条</u>に規定する課及び室の長、組織規則第4条第3項に掲げる第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあつては、副館長）、組織規則第4条第5項に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の校長、生涯学習総合センター副館長及びさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長をいう。</p> <p>(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">(副教育長等の専決事項)</p> <p>第3条 <u>副教育長</u>、部長及び課長の専決事項は、別に定めるもののほか、共通専決事項については、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）別表第2を準用し、個別専決事項については別表に掲げるとおりとする。この場合において、<u>市専決規程別表第2中「局長」とあるのは「副教育長」と読み替えるものとし</u>、市専決規程別表第2の2人事・サービスの表第10項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。</p> | <p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 部長 <u>組織規則第2条第1項</u>に規定する部の長及び組織規則第4条第2項に掲げる第1類の施設又は機関の長をいう。</p> <p>(8) 課長 <u>組織規則第2条第1項</u>に規定する課及び室の長、組織規則第4条第3項に掲げる第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあつては、副館長）、組織規則第4条第5項に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の校長、生涯学習総合センター副館長及びさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長をいう。</p> <p>(9) <u>課内室長 組織規則第2条第2項に規定する課内室の長をいう。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p style="text-align: center;">(部長、課長及び課内室長の専決事項)</p> <p>第3条 部長及び課長の専決事項は、別に定めるもののほか、共通専決事項については、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）別表第2を準用し、個別専決事項については別表に掲げるとおりとする。この場合において、市専決規程別表第2の2人事・サービスの表第10項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。</p> |

(校長の専決事項)

第4条 校長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 小学校等の教職員（教育職員（校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。以下同じ。）、学校栄養職員及び事務職員をいう。以下同じ。）の扶養手当の額等を認定すること。

(2)・(3) [略]

- (4) 小学校等の教職員の職務専念義務の免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成13年さいたま市条例第28号）第2条第1号及び第2号並びにさいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第7号、第10号から第12号まで及び第13号（別に定める場合に限る。）に限る。）をすること。（校長にあつては、引き続き3日以上の場合を除く。）

第5条 [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

2 課内室長の専決事項は、別に定めるもののほか、共通専決事項については市専決規程第5条第1号を準用し、個別専決事項については別表に定める課長の専決事項のうち、当該課内室の所掌事務に係る事項とする。

(校長の専決事項)

第4条 校長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 小学校等の教職員（教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。以下同じ。）、学校栄養職員及び事務職員をいう。以下同じ。）の扶養手当の額等を認定すること。

(2)・(3) [略]

(地区公民館長の専決事項)

第5条 地区公民館長（拠点公民館を除き、常勤の者に限る。）の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 地区公民館の利用の許可
- (2) 市専決規程別表第2の2 人事・サービスの表第1項から第6項までのうち、課長の専決事項

(地区図書館長の専決事項)

第6条 地区図書館長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 文化施設の利用の許可又は許可の変更若しくは取消し
- (2) 市専決規程別表第2の2 人事・サービスの表第1項から第6項までのうち、課長の専決事項

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

(合議)

第8条

この訓令の定めるところにより専決することができる事項であっても、その事務に関連のある部長、課長等に合議し、事務処理の適正を期さなければならぬ。

(代決)

第9条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事案を主管する同表右欄に掲げる者が代決することができる。

| | |
|------|------|
| 決裁権者 | 代決権者 |
| 教育長 | [略] |
| 副教育長 | 部長 |
| [略] | |

(代決の制限)

第10条 第5条の規定は、代決について準用する。

第11条 [略]

第12条 [略]

別表 (第3条関係)

個別専決事項

| 管理部 | 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 | 副教育長 |
|-----|-------|--|----|----|------|
| | 教育総務課 | 1 職員(教職員を除く。以下同じ。)の職務専念義務の免除(さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号から第12号までを除く。)をすること。 | | ○ | |
| | | 2 職員の営利企業等従事を許可すること。(副教育長及び組織 | | | ○ |

(回議及び合議)

第10条 教育長が決裁する事項については、副教育長の回議を受けるものとする。

2 この訓令の定めるところにより専決することができる事項であっても、その事務に関連のある部長、課長等に合議し、事務処理の適正を期さなければならぬ。

(代決)

第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事案を主管する同表右欄に掲げる者が代決することができる。

| | |
|------|---|
| 決裁権者 | 代決権者 |
| 教育長 | [略] |
| [略] | |
| 課内室長 | 室長補佐(室長補佐を置かない場合にあっては、課内室長があらかじめ指定した職員) |

(代決の制限)

第12条 第7条の規定は、代決について準用する。

第13条 [略]

第14条 [略]

別表 (第3条関係)

個別専決事項

| 管理部 | 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 |
|-----|-------|--|----|----|
| | 教育総務課 | 1 職員(教職員を除く。以下同じ。)の職務専念義務の免除(さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(平成14年人事委員会規則第16号)第2条第9号から第11号までを除く。)をすること。 | | ○ |

| | | | | | |
|-------|---|---|--|--|--|
| | <p>規則第6条第2項に規定する理事を除く。)</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、職員に休職を命じること。(課長以上の職員を除く。)</u></p> <p>7 職員の旧姓の使用及び使用の中止を承認すること。</p> <p>8 職員の昇給を決定すること。</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則及びさいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則に基づき、職員に係る児童手当の受給資格及び額を認定すること。</p> <p>12 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>14 [略]</p> | | | | |
| 教育財務課 | <p>1 <u>小学校等の予算を配当すること。</u></p> <p>2 <u>小学校等の備品購入の計画を決定すること。(学校給食施設に係るものを除く。)</u></p> <p>3 [略]</p> | ○ | | | |
| 学校施設課 | 1 [略] | | | | |

学校教育
部

| 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 | 副教育長 |
|-----|---------|----|----|------|
| 学事課 | 1～4 [略] | | | |

| | | | | | |
|-------|--|---|--|--|--|
| | <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 旧姓の使用及び使用の中止を承認すること。</p> <p>6 職員の昇給を決定すること。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則及びさいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則(平成13年さいたま市規則第124号)に基づき、職員に係る児童手当の受給資格及び額を認定すること。</p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>12 [略]</p> | | | | |
| 教育財務課 | <p>1 <u>小・中学校及び特別支援学校の予算を配当すること。</u></p> <p>2 <u>小・中学校及び特別支援学校(給食施設を除く。)</u>の備品購入の計画を決定すること。</p> <p>3 [略]</p> | ○ | | | |
| 学校施設課 | 1 [略] | | | | |

学校教育
部

| 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 |
|-----|---------|----|----|
| 学事課 | 1～4 [略] | | |

| | | | | |
|---------------------------------------|---|---|---|--|
| |)、認定等をする こと。 | | | |
| 指導1 課及び 特別支 援教育 室(共 通) | 1～11 [略] | | | |
| 指導2 課及び 総合教 育相談 室(共 通) | 1 研修会開催願(他 の所管に係るものを 除く。)を受理する こと。 2 学校訪問及び生徒 指導訪問の実施に関 すること。 3 研修会等への教職 員の派遣申請(他 の所管に係るものを 除く。)を受理する こと。 | ○ ○ ○ | | |
| 高校教 育課 | 1 [略] 2 高等学校の教育職 員の職務専念義務の 免除をすること。(高 等学校の校長の専 決に係る場合を除く。) 3 高等学校の教育職 員の営利企業等従事 を許可すること。 4 [略] 5 [略] 6 高等学校の教育職 員(校長及び実習助 手を除く。)の大学 院修学休業、修学部 分休業及び自己啓発 等休業を承認する こと。 7 [略] 8 高等学校の校長の 休暇を承認すること。 (特別休暇について は、引き続き3日 以上の場合に限る。) 9～11 [略] | ○ ○ ○ | ○ | |

| | | | | |
|-------------------------------|---|--|--|--|
| | | | | |
| 指導1 課・指 導2課 (共通) | 1～11 [略] | | | |
| 高校教 育課 | 1 [略] 2 高等学校の教育職 員の職務専念義務の 免除をすること。 3 [略] 4 [略] 5 高等学校の教育職 員(校長及び実習助 手を除く。)の修学 部分休業及び自己啓 発等休業を承認する こと。 6 高等学校の教育職 員の給与に係る決定、 認定等をする こと。 7 [略] 8 高等学校の校長の 休暇を承認すること (特別休暇について は、引き続き3日 以上の場合に限る。) 9～11 [略] 12 高等学校の教育 | ○ ○ ○ ○ | | |

| | | | | |
|----------|---|---|--|--|
| | <u>1 2</u> [略] <u>1 3</u> [略] <u>1 4</u> [略] <u>1 5</u> [略] <u>1 6</u> [略] | | | |
| 健康教育課 | 1～8 [略] | | | |
| 館岩少年自然の家 | 1 <u>さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）に基づく利用の許可、利用の許可の取消し等及び使用料の還付に関すること。</u> | ○ | | |
| 教育研究所 | 1～4 [略] | | | |
| 高等学校 | 1 高等学校の教育職員の職務専念義務の免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号並びにさいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第7号、第10号から第12号まで及び第13号（別に定める場合に限る。）に限る。）をすること。（高等学校の校長にあっては、引き続き3日以上の場合を除く。） | ○ | | |

| | | | | |
|----------|---|---|--|--|
| | <u>職員</u> の公務災害等の認定を請求すること。 <u>1 3</u> [略] <u>1 4</u> [略] <u>1 5</u> [略] <u>1 6</u> [略] <u>1 7</u> [略] | | | |
| 健康教育課 | 1～8 [略] | | | |
| 館岩少年自然の家 | 1 <u>さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）第11条の使用許可の取消し及び第16条のただし書に規定する認定を行うこと。</u> 2 <u>館岩少年自然の家の所掌事務に係る関係機関への届出、報告等</u> をすること。 ○ 3 <u>館岩少年自然の家の使用を許可</u> すること。 ○ 4 <u>館岩少年自然の家の使用料等を徴収</u> すること。 ○ | ○ | | |
| 教育研究所 | 1～4 [略] | | | |

| 生涯学習部 | | | |
|----------|---|--------|------------|
| 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 副教育長 |
| 生涯学習振興課 | 1 [略] | | |
| 人権教育推進室 | 1 <u>さいたま市人権教育集会所条例（平成17年さいたま市条例第56号）に基づく開館時間の変更、利用の許可及び利用許可の取消し等に関すること。</u> | ○ | |
| 文化財保護課 | 1 [略] | | |
| 青少年宇宙科学館 | 1 <u>さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）に基づく開館時間の変更、青少年ホール等の利用の許可、利用許可の取消し等及び入場料等の還付に関すること。</u> 2 <u>さいたま市宇宙劇場条例（平成13年さいたま市条例第126号）に基づく開館時間の変更、宇宙劇場ホール及び集会室等の利用の許可、特別の設備の許可並びに利用許可の取消し等並びに使用料の還付に関すること。</u> | ○ ○ | |
| 博物館 | 1 <u>資料頒布価額を決定すること。</u> 2 <u>さいたま市博物館条例（平成13年さいたま市条例第132号）に基づく利用時間の変更、展示室等の利用の許可及び利用許可の取消し等</u> | | ○ ○ |

| 生涯学習部 | | | |
|----------|---|-------------|--------|
| 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 |
| 生涯学習振興課 | 1 [略] | | |
| 文化財保護課 | 1 [略] | | |
| 青少年宇宙科学館 | 1 <u>青少年ホール等の利用を許可すること。</u> 2 <u>宇宙劇場の入場料及び青少年ホール等の使用料の還付をすること。</u> 3 <u>開館時間を変更すること。</u> | ○ ○ ○ | |
| 博物館 | 1 <u>資料の館内及び館外の利用を許可すること。</u> 2 <u>資料を借用すること。</u> | | ○ ○ |

| | | | | |
|--------|---|---|---|--|
| | <p>に関すること。</p> <p>3 <u>さいたま市博物館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第40号）に基づく資料の館内利用、資料の館外利用及び資料の借用に関すること。</u></p> <p>4 <u>さいたま市博物館条例施行規則に基づく資料の寄贈又は寄託の決定に関すること。</u></p> | ○ | | |
| うらわ美術館 | <p>1 <u>資料頒布価額を決定すること</u></p> <p>2 <u>さいたま市うらわ美術館条例（平成13年さいたま市条例第133号）に基づく開館時間又は入場時間の変更、特別観覧の許可、施設等の利用の許可、利用許可の取消し等及び観覧料等の還付に関すること。</u></p> <p>3 <u>さいたま市うらわ美術館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第42号）に基づく美術品等の館外貸出しに関すること。</u></p> | ○ | ○ | |

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| | <p>3 <u>資料の寄贈又は寄託の受入れをすること。</u></p> <p>4 <u>施設の利用を許可すること。</u></p> <p>5 <u>資料頒布価額を決定すること。</u></p> | ○ | | |
| うらわ美術館 | <p>1 <u>美術品等の特別観覧及び美術資料の館外貸出しを許可すること。</u></p> <p>2 <u>観覧料、特別観覧料及び使用料の還付をすること。</u></p> <p>3 <u>開館時間の変更をすること。</u></p> <p>4 <u>施設等の利用を許可すること。</u></p> <p>5 <u>資料頒布価額を決定すること。</u></p> | ○ | ○ | ○ |

生涯学習総合センター

| | | | | |
|-----|------|----|----|------|
| 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 | 副教育長 |
|-----|------|----|----|------|

生涯学習総合センター

| | | | |
|-----|------|----|----|
| 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 |
|-----|------|----|----|

| | | | | |
|------------|---|---|--|--|
| 生涯学習総合センター | 1 <u>さいたま市公民館条例（平成13年さいたま市条例第127号）に基づく生涯学習総合センターの利用時間の変更、利用の許可、利用許可の取消し等及び使用料の還付に関すること。</u> | ○ | | |
| 拠点公民館 | 1 <u>さいたま市公民館条例に基づく地区公民館の利用時間の変更、利用の許可、利用許可の取消し等に関すること。</u> | ○ | | |

| | | | | |
|------------|---|---|--|--|
| 生涯学習総合センター | 1 <u>生涯学習総合センターの使用料の還付をすること。</u> | ○ | | |
| | 2 <u>生涯学習総合センターの利用を許可すること。</u> | ○ | | |
| 拠点公民館 | 1 <u>拠点公民館及び地区公民館（常勤の館長を置く地区公民館を除く。）の利用を許可すること。</u> | ○ | | |

| 中央図書館 | 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 | 副教育長 |
|-------|---------|---|----|----|------|
| | 管理課 | 1 <u>さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号。以下「図書館条例」という。）に基づく中央図書館の利用時間の臨時変更に関すること。</u> | ○ | | |
| | 資料サービス課 | 1 <u>図書館条例に基づく中央図書館の利用の制限等に関すること。</u> 2 <u>中央図書館の図書館資料を選択し、又は廃棄すること。</u> 3 <u>さいたま市図書館条例施行規則に基づく中央図書館の図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。</u> | ○ | | ○ |
| | 拠点図書館 | 1 <u>図書館条例に基づく図書館及び分館（中央図書館を除く。以下「図書館等」という。）の利用時間</u> | ○ | | |

| 中央図書館 | 課所名 | 専決事項 | 課長 | 部長 |
|-------|-------|---|----|----|
| | 中央図書館 | 1 <u>中央図書館の図書館資料を選定し、廃棄すること。</u> 2 <u>中央図書館の図書館資料の寄贈及び寄託の受入れ並びに寄託資料の返還を決定すること。</u> | ○ | ○ |
| | 拠点図書館 | | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|---|---|--|
| <p><u>の臨時変更及び利用の制限等に関すること。</u></p> | | | | | | | | |
| <p><u>2 図書館等の図書館資料を選択し、又は廃棄すること。</u></p> | ○ | | | | | <p><u>1 拠点図書館、地区図書館及び分館（以下「拠点図書館等」という。）の図書館資料を選定し、廃棄すること。</u></p> | ○ | |
| <p><u>3 さいたま市図書館条例施行規則に基づく図書館等の図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。</u></p> | | ○ | | | | <p><u>2 拠点図書館等の図書館資料の寄贈及び寄託の受入れ並びに寄託資料の返還を決定すること。</u></p> | ○ | |
| <p><u>4 図書館条例に基づく図書館等の文化施設の利用の許可及び使用料の還付に関すること。</u></p> | ○ | | | | | <p><u>3 文化施設の利用の許可又は許可の変更若しくは取消しをすること。</u></p> | ○ | |
| | | | | | | <p><u>4 文化施設の使用料の還付をすること。</u></p> | ○ | |

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。